

羽村市告示第154号

羽村市公の施設指定管理者候補者の公募に関する告示
(羽村市農産物直売所)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項並びに羽村市農産物直売所条例(平成16年条例第29号)第11条の規定に基づく指定管理者の指定について、応募者に必要な資格・要件・手続き方法等について、次のとおり定めたので告示する。

令和8年10月1日

羽村市長 橋本 弘 山



1. 対象施設の名称

羽村市農産物直売所(羽村市羽加美一丁目32番地1)

2. 指定管理者の指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで(3年間)

3. 管理者

羽村市長

4. 指定管理者の公募及び指定方法

指定管理者の公募及び選定は、提案型公募(プロポザール方式)を採用し、羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例(平成16年条例第28号)に規定する羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会による審査を実施し、指定管理者としての候補者を選定したのち、市議会への付議、議決を経て指定管理者の指定を行います。

5. 応募者の資格・要件

- (1) 法人・その他の団体(以下「団体」という。)とし、個人での応募はできません。
- (2) POSシステムを導入し、使用できること。
- (3) 市内農業者が生産した農産物等を、直売所で共同販売するための取りまとめができること。
- (4) 市内農産物等の販売促進及び農業者の計画的生産の調整が図れること。

6. 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 本業務を円滑に遂行するための安定的かつ健全な財務能力を有しない者
- (3) 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都民税、法人市民税、固定資産税等を滞納している者

- (4) 申請期間中において、国、都道府県又は区市町村から指名停止処分を受けている者
- (5) 申請期間中において、会社更生法及び民事再生法の適用を申請している者
- (6) 地方自治法第 92 条の 2（議員の関係私企業への就職の制限）、第 142 条（長の請負人等となることの禁止）、第 166 条（副市長の兼職禁止）及び第 180 条の 5 第 6 項（教育委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する者
ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条に該当する場合（長が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が 1/2 を超える法人）を除く
- (7) 羽村市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 11 号）及び羽村市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年羽総契発第 16934 号）の規定に該当する者

7. 公募の手続

(1) 応募要領の配布期間

令和 8 年 1 1 月 4 日（水）午後 5 時まで

(2) 応募要領の配布

市公式サイトからダウンロードできます

(3) 応募書類の提出

＊ 提出期間 令和 8 年 1 0 月 2 2 日（木）から令和 8 年 1 1 月 9 日（月）まで
（土・日・祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで）

＊ 提出場所 羽村市総務部契約管財課契約係（羽村市役所東庁舎 3 階）

＊ 提出方法 上記窓口へ直接お持ちください。なお、郵送等での申請は認められません。

8. 応募書類

応募する際には、別に配布する仕様書を参考にし、次のとおり提出してください。なお、提出する書類は原則 A 4 版とし、製本（2 穴：バインダー綴り）して提出してください。また、書類は全て Word または Excel Windows 版で処理できるものに限る）を使用し、証明書のコピーなどは PDF ファイルにより電子データ化してください。提出部数は、紙ベース 10 部（原本 1 部、副本 9 部）及び、提出書類を全て納めた電子媒体（CD-R）2 枚とします。

①指定管理者指定申請書（様式第 5 号）

添付書類

- ・法人等の概要書（別記様式 1）
- ・羽村市農産物直売所事業計画書（別記様式 2）
- ・定款、寄付行為、規約又はこれらに準ずるもの
- ・登記記載事項証明書
- ・管理業務に従事させる者の職種、人数及び業務内容
- ・申請の日の属する年度の法人・その他の団体の予算書・経営計画書及び直近過去 2 年間の決算報告書・経営報告書
- ・申請の日の属する年度と直近過去 2 年分の納税を証する書面（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税、法人市民税、固定資産税等）

②農産物直売所の管理に関する業務の年度別収支予算書（指定管理期間 4 年間分）

9. 選定に関する事項（評価項目）

- (1) 安定的な施設サービスの継続的提供
 - ① 施設の管理を行うにあたって適切な人員配置
 - ② 安全で安定的な施設管理
 - ③ 施設及び類似施設の管理実績・評価
 - ④ 収支の計画の適正性・実現可能性
 - ⑤ 従業者の育成・指導方針
 - ⑥ 法令上の雇用環境、労働環境の配慮と管理体制
 - ⑦ 事務所の所在地・バックアップ体制等
 - ⑧ 防災・危機管理対策
 - ⑨ 個人情報保護対策
 - ⑩ 暴力団員等の排除活動に関する考え方と方策
 - ⑪ 経営の安定性、施設管理を継続的・安定的に行う能力
 - ⑫ 経営・運営における透明性・公正性
 - ⑬ 法令遵守への考え方
- (2) 平等・公平な使用の確保
 - ① 施設の利用に関し平等性・公平性を維持する考え方と方策
- (3) サービスの向上
 - ① サービスの向上を実現する具体的な計画
 - ② 来客者への対応・接遇向上に向けた計画
- (4) 経費の縮減など効率的な運営
 - ① 利用料金の設定
 - ② 来客者の増加による収支状況の改善に向けた計画
 - ③ 経費縮減のための工夫がなされるなど効率的な運営の仕組み
- (5) 効果的な管理運営の実施
 - ① 明確な施設管理手法及び維持管理体制
 - ② 事業の独創性
 - ③ 自主事業の提案
- (6) 理念・姿勢
 - ① 施設の設置目的に合った理念・管理方針を有していること。
 - ② 管理運営への意欲・熱意を有していること。
 - ③ フードロス対策への姿勢を有していること。

10. 審査結果等の通知等

審査結果は、申請書類を提出した応募者に対して遅延なく通知します。また個別の審査結果についてはそれぞれお問い合わせください。なお、選定審査会で選定された事業者等は、「指定管理者の候補者」であり、羽村市議会の議決を経て指定管理者となります。

11. 留意事項

(1) 接触の禁止

審査委員、市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。

なお、接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

(2) 重複提案の禁止

提案は一応募者につき一案とします。複数の提案はできません。

共同事業体で応募した後、構成団体の変更はできません。ただし、構成団体に不測の事態が発生し、やむなく構成団体を変更しなければならない場合、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した時は、変更を許可する場合があります。

(3) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(5) 応募書類等の取扱い

提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。また本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用できません。提出された書類は、羽村市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。(個人情報等非公開とすべき情報以外は公開となります。)

(6) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届(書式任意)を提出してください。

(7) 応募に関する費用負担

応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。

(8) 提出書類の取扱い・著作権

応募者の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した応募者に帰属します。なお、指定管理者の公募において公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(9) 使用言語及び単位

応募に際して使用する言語は日本語、通貨単位は円とします。

(10) その他

本応募に関する不正行為等があった場合は、失格とします。

羽村市告示第154号

羽村市公の施設指定管理者候補者の公募に関する告示
(羽村市立公園・児童遊園)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項並びに羽村市立公園条例(平成12年条例第30号)第17条及び羽村市児童遊園条例(昭和43年条例第12号)第6条の規定に基づく指定管理者の指定について、応募者に必要な資格・要件・手続き方法等について、次のとおり定めたので告示する。

令和8年10月1日

羽村市長 橋 本 弘 山



1. 対象施設の名称

羽村市立公園・児童遊園(公園70か所、児童遊園12か所)

2. 指定管理者の指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで(5年間)

3. 管理者

羽村市長

4. 指定管理者の公募及び指定方法

指定管理者の公募及び選定は、提案型公募(プロポザール方式)を採用し、羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例(平成16年条例第28号)に規定する羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会による審査を実施し、指定管理者としての候補者を選定したのち、市議会への付議、議決を経て指定管理者の指定を行います。

5. 応募者の資格・要件

(1) 法人・その他の団体(以下「団体」という。)とし、個人での応募はできません。

6. 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(2) 本業務を円滑に遂行するための安定的かつ健全な財務能力を有しない者

(3) 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都民税、法人市民税、固定資産税等を滞納している者

(4) 申請期間中において、国、都道府県又は区市町村から指名停止処分を受けている者

(5) 申請期間中において、会社更生法及び民事再生法の適用を申請している者

(6) 地方自治法第92条の2(議員の関係私企業への就職の制限)、第142条(長の請負

人等となることの禁止）、第 166 条（副市長の兼職禁止）及び第 180 条の 5 第 6 項（教育委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する者

ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条に該当する場合（長が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が 1/2 を超える法人）を除く

(7) 羽村市暴力団排除条例及び羽村市契約における暴力団等排除措置要綱の規定に該当する者

7. 公募の手続

(1) 応募要領の配布

令和 8 年 1 1 月 4 日（木）午後 5 時まで

(2) 応募要領の配布

市公式サイトからダウンロードできます

(3) 応募書類の提出

* 提出期間 令和 8 年 1 0 月 2 2 日（木）から令和 8 年 1 1 月 9 日（月）まで
（土・日曜日・祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで）

* 提出場所 羽村市総務部契約管財課契約係（羽村市役所東庁舎 3 階）

* 提出方法 上記窓口へ直接お持ちください。なお、郵送等での申請は認められません。

8. 応募書類

(1) 提出形式

① 形 式： A 4 版、製本（2 穴：バインダー綴り）で提出

② 作成方法： W o r d 又は E x c e l （ W i n d o w s 版で処理できるもの。）、証明書等は P D F ファイル形式

③ 提出部数：

- ・ 紙ベース 10 部（原本 1 部・副 本 9 部）
- ・ 電子データ： 提出書類全てを納めた C D - R （ 2 枚）

(2) 提出書類

以下の書類を番号順に製本して提出してください。

① 公 園 指定管理者指定申請書【添付資料 8 / 様式第 25 号】

② 児童遊園指定管理者指定申請書【添付資料 8 / 様式第 5 号】

③ 法人等の概要書【添付資料 8 / 別記様式 2】

④ 指定管理者事業提案書【添付資料指定管理者事業提案書【添付資料 8 / 別記様式 / 別記様式 1】

⑤ 指定管理者候補者選定事業提案概要書【添付資料指定管理者候補者選定事業提案概要書【添付資料 9】

⑥ 登記記載事項証明書登記記載事項証明書

⑦ 定款、規約またはこれらに準ずるもの定款、規約またはこれらに準ずるもの

⑧ 直近直近 2 年間の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税）年間の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税）

- ⑨ 財務書類（申請年度の予算書及び直近財務書類（申請年度の予算書及び直近 22 年間の決算報告書）年間の決算報告書）

9. 選定に関する事項（評価項目）

(1) 安定的な施設サービスの継続的提供

- ① 施設の管理を行うにあたって適切な人員配置
- ② 安全で安定的な施設管理
- ③ 施設及び類似施設の管理実績・評価
- ④ 収支の計画の適正性・実現可能性
- ⑤ 従業者の育成・指導方針
- ⑥ 法令上の雇用環境、労働環境の配慮と管理体制
- ⑦ 事務所の所在地・バックアップ体制等
- ⑧ 防災・危機管理対策
- ⑨ 個人情報保護対策
- ⑩ 暴力団員等の排除活動に関する考え方と方策
- ⑪ 経営の安定性、施設管理を継続的・安定的に行う能力
- ⑫ 経営・運営における透明性・公正性
- ⑬ 法令遵守への考え方

(2) 平等・公平な使用の確保

- ① 施設の利用に関し平等性・公平性を維持する考え方と方策

(3) サービスの向上

- ① サービスの向上を実現する具体的な計画
- ② 利用者への対応・接遇向上に向けた計画

(4) 経費の縮減など効率的な運営

- ① 利用者の増加による収支状況の改善に向けた計画
- ② 経費縮減のための工夫がなされるなど効率的な管理の仕組み

(5) 効果的な管理運営の実施

- ① 明確な施設管理手法及び維持管理体制
- ② 経営努力の結果から得られる管理運営費用
- ③ 事業の独創性
- ④ 自主事業の提案

(6) 理念・姿勢

- ① 施設の設置目的に合った理念・管理方針を持っていること
- ② 管理運営への意欲・熱意を有すること

10. 審査結果等の通知等

審査結果は、申請書類を提出した応募者に対して遅延なく通知します。また、個別の審査結果についてはそれぞれお問い合わせください。なお、選定審査会で選定された事業者等は、「指定管理者の候補者」であり、羽村市議会の議決を経て指定管理者となります。

11. 留意事項

(1) 接触の禁止

本件提案に関して、審査委員及び本市職員並びに本件関係者に対する接触を禁止します。
万一、接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。

(2) 重複提案及び提案内容の変更禁止

応募一団体及び一共同事業体につき提案は1案とします。複数の提案はできません。
また、提出された書類の内容は変更できません。

(3) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 応募書類等の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用できません。応募書類は、羽村市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。（個人情報等非公開とすべき情報以外は公開となります）

(5) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（書式任意）を提出してください。

(6) 応募に関する費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

(7) 提出書類の取り扱い・著作権

応募者の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した応募者に帰属します。なお、指定管理者の公募において公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(8) 使用言語及び単位

応募に際して使用する言語は日本語、通貨単位は円とします。

(9) その他

本応募に関する不正行為等があった場合は、失格とします。

羽村市告示第154号

羽村市公の施設指定管理者候補者の公募に関する告示 (羽村市動物公園)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項並びに羽村市動物公園条例(令和5年条例第31号)第22条の規定に基づく指定管理者の指定について、応募者に必要な資格・要件・手続き方法等について、次のとおり定めたので告示する。

令和8年10月1日

羽村市長 橋 本 弘 山



1. 対象施設の名称

羽村市動物公園(羽村市羽4122番地)

2. 指定管理者の指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで(5年間)

3. 管理者

羽村市長

4. 指定管理者の公募及び指定方法

指定管理者の公募及び選定は、提案型公募(プロポーザル方式)を採用し、羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例(平成16年条例第28号)に規定する羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会による審査を実施し、指定管理者としての候補者を選定したのち、市議会への付議、議決を経て指定管理者の指定を行います。

5. 応募者の資格・要件

(1) 法人その他の団体(以下「団体」という。)とし、個人での応募はできません。

6. 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 本業務を円滑に遂行するための安定的かつ健全な財務能力を有しない者
- (3) 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都民税、法人市民税、固定資産税等を滞納している者
- (4) 申請期間の間において、国、都道府県又は市区町村から指名停止処分を受けている者
- (5) 申請期間の間において、会社更生法及び民事再生法の適用を申請している者

- (6) 地方自治法第 92 条の 2（議員の関係私企業への就職の制限）、第 142 条（長の請負人等となることの禁止）、第 166 条（副市長の兼職禁止）及び第 180 条の 5 第 6 項（委員会及び委員の設置の兼業禁止）に該当する者

ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条に該当する場合（長が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が 1/2 を超える法人）を除く

- (7) 羽村市暴力団排除条例及び羽村市契約における暴力団等排除措置要綱の規定に該当する者

7. 公募の手続

- (1) 応募要領の配布期間

令和 8 年 1 1 月 4 日（水）午後 5 時まで

- (2) 応募要領の配布

市公式サイトからダウンロードできます

- (3) 応募書類の提出

＊ 提出期間 令和 8 年 1 0 月 2 2 日（木）から令和 8 年 1 1 月 9 日（月）まで
（土・日・祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで）

＊ 提出場所 羽村市総務部契約管財課契約係（羽村市役所東庁舎 3 階）

＊ 提出方法 上記窓口へ直接お持ちください。なお、郵送等での申請は認められません。

8. 応募書類

- (1) 提出形式

① 形式： A 4 版、製本（2 穴：バインダー綴り）で提出

② 作成方法： W o r d 又は E x c e l （ W i n d o w s 版で処理できるもの。）、証明書等は P D F ファイル形式

③ 提出部数：

・ 紙ベース 10 部（原本 1 部・副本 9 部）

・ 電子データ： 提出書類全てを納めた C D - R （ 2 枚）

- (2) 提出書類

以下の書類を番号順に製本して提出してください。

① 動物公園指定管理者指定申請書【添付資料 9 / 様式第 5 号】

② 法人等の概要書【添付資料 9 / 別記様式】

③ 動物公園指定管理者事業提案書【添付資料 9 / 別記様式】

④ 動物公園指定管理者候補者選定事業提案書【添付資料 1 0】

⑤ 登記記載事項証明書

⑥ 定款、規約またはこれらに準ずるもの

⑦ 直近 2 年間の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税）

⑧ 財務書類（申請年度の予算書及び直近 2 年間の決算報告書）

9. 選定に関する事項（評価項目）

- (1) 安定的な施設サービスの継続的提供

- ① 安全で安定的な施設管理
- ② 施設及び類似施設の管理実績・評価
- ③ 収支の計画の適正性・実現可能性
- ④ 経営の安定性、施設管理を継続的・安定的に行う能力
- ⑤ 事業所の所在地・バックアップ体制等
- ⑥ 防災・危機管理対策
- ⑦ 暴力団員等の排除活動に関する考え方と方策
- ⑧ 施設の管理を行うにあたって適切な人員配置
- ⑨ 従業員の育成・指導方針
- ⑩ 法令上の雇用環境、労働環境の配慮と管理体制
- ⑪ 個人情報保護対策
- ⑫ 経営・運営における透明性・公正性
- ⑬ 法令遵守への考え方

(2) 平等・公平な使用の確保

- ① 施設の利用に関し平等性・公平性を維持する考え方と方策

(3) サービスの向上

- ① サービスの向上を実現する具体的な計画
- ② 利用者への対応・接遇向上に向けた計画

(4) 経費の縮減など効率的な運営

- ① 利用者の増加による収支状況の改善に向けた計画
- ② 経費縮減のための工夫がなされるなど効率的な管理の仕組み

(5) 効果的な管理運営の実施

- ① 明確な施設管理手法及び維持管理体制
- ② 経営努力の結果から得られる管理運営費用
- ③ 事業の独創性
- ④ 自主事業の提案

(6) 理念・姿勢

- ① 施設の設置目的に合った理念・管理方針をもっていること
- ② 管理運営への意欲・熱意を有すること

10. 審査結果等の通知等

審査結果は、申請書類を提出した応募者に対して遅滞なく通知します。また個別の審査結果についてはそれぞれお問い合わせください。なお、選定審査会で選定された事業者等は、「指定管理者の候補者」であり、羽村市議会の議決を経て指定管理者となります。

11. 留意事項

(1) 接触の禁止

審査委員、市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。

接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(2) 重複提案の禁止

応募者につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。共同事業体で応募した後、構成団体の変更はできません。ただし、構成団体に不測の事態が発生し、やむなく構成団体を変更しなければならない場合、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した時は、変更を許可する場合があります。

(3) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載をした場合は失格とします。

(5) 応募書類等の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。また本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用できません。申請書類は、羽村市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。個人情報等非公開とすべき情報以外は公開となります。

(6) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（書式任意）を提出してください。

(7) 応募に関する費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

(8) 提出書類の取扱い・著作権

応募者の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した応募者に帰属します。なお、指定管理者の公募において公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(9) 使用言語及び単位

応募に際して使用する言語は日本語、通貨単位は円とします。

(10) その他

本応募に関する不正行為等があった場合は、失格とします。

羽村市公の施設指定管理者候補者の公募に関する告示
(羽村市弓道場)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項並びに羽村市弓道場条例(平成16年条例第30号)第15条の規定に基づく指定管理者の指定について、応募者に必要な資格・要件・手続き方法等について、次のとおり定めたので告示する。

令和8年10月1日

羽村市長 橋 本 弘 山



1. 対象施設の名称

羽村市弓道場(羽村市小作台四丁目2番地8)

2. 指定管理者の指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで(5年間)

3. 管理者

羽村市教育委員会

4. 指定管理者の公募及び指定方法

指定管理者の公募及び選定は、提案型公募(プロポーザル方式)を採用し、羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例(平成16年条例第28号)に規定する羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会による審査を実施し、指定管理者としての候補者を選定したのち、市議会への付議、議決を経て指定管理者の指定を行います。

5. 応募者の資格・要件

(1) 法人・その他の団体(以下「団体」という。)とし、個人での応募はできません。

6. 応募者の制限

次に該当する団体は、応募することができません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(2) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない者

(3) 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税、法人市民税、固定資産税等を滞納している者

(4) 申請期間中において、国、都道府県又は区市町村から指名停止処分を受けている者

(5) 申請期間中において、会社更生法及び民事再生法の適用を申請している者

(6) 地方自治法第92条の2(議員の関係私企業への就職の制限)、第142条(長の請負人等となることの禁止)、第166条(副市長の兼職禁止)及び第180条の5第6項

(教育委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当する者

ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合(長が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が1/2を超える法人)を除く

- (7) 羽村市暴力団排除条例及び羽村市契約における暴力団等排除措置要綱の規定に該当する者

7. 公募の手続

- (1) 応募要領の配布期間

令和8年11月4日(水)午後5時まで

- (2) 応募要領の配布

市公式サイトからダウンロードできます

- (3) 応募書類の提出

* 提出期間 令和8年10月22日(木)から11月9日(月)まで

(土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

* 提出場所 羽村市総務部契約管財課契約係(羽村市役所東庁舎3階)

* 提出方法 上記窓口に直接お持ちください。なお、郵送等での申請は認められません。

8. 応募書類

応募する際には、別に配布する業務仕様書(添付資料3)を参考にし、次のとおり提出してください。

- ① 応募書類は、原則としてA4版とし、製本(2穴:バインダー綴り)して提出してください。また、書類は全てWord又はExcel(Windows版で処理できるものに限る。)を使用し、証明書のコピーなどはPDFファイルにより電子データ化してください。

- ② 提出部数 紙ベース:10部(原本1部、副本9部)

電子データ:提出書類の全てを納めた電子媒体(CD-R)2枚

提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書(添付資料5)

- (2) 登記記載事項証明書

- (3) 申請者の概要がわかる書類

① 経歴及び実績

② 代表者の履歴書、役員構成及び従業員数

③ 事業概要(法人その他の団体パンフレット含む。)

- (4) 申請者の定款、寄付行為、規約又はこれらに準ずるもの

- (5) 申請者が指定管理者指定申請書(添付資料5)を提出する日の属する年度の法人その他の団体の経営計画書及び直近過去2年間の経営報告書

- (6) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務内容、配置図

- (7) 申請者が指定管理者指定申請書(添付資料5)を提出する日の属する年度と直近過去2年分の納税を証する書面(法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都民税、法人市民税、固定資産税等)

(8) 申請者が指定管理者指定申請書（添付資料 5）を提出する日の属する年度の法人その他の団体の予算書及び直近過去 2 事業年度分の決算報告書

(9) 羽村市弓道場事業計画書

① 法人・団体の概要

- ア 名称
- イ 本店所在地
- ウ 指定管理に係る事業所の所在地
- エ 資本金(基本財産)の額
- オ 従業員数
- カ 主な業務内容
- キ 指定管理の実績
- ク 施設・類似施設の管理実績

② 基本的な管理内容

- ア 開館時間
- イ 休館日
- ウ 利用料金の設定
- エ 人員配置(体制、人数、所有資格・技能等)
- オ 利用者の見込み

③ 業務仕様書（添付資料 3）の「2 管理に関する業務」を行うための基本的な考え方とその方法

- ア 施設の利用に関する業務
- イ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ その他の業務

④ 従業員の育成・指導の方針、地域人材の活用等

⑤ 防災・防犯に対する取組み及び災害時等の危機管理対策

⑥ 管理業務を通じて取得した業務管理情報及び個人情報の取り扱いについての方針及び具体的方法

⑦ 施設の利用に関し公平性を維持する考え方と方策

⑧ 利用者へのサービス向上の取組み

⑨ 施設の利用促進への取組み

⑩ 経費縮減のための工夫など効率的な管理の仕組み

⑪ 自主事業の提案

(10) 弓道場の管理に関する業務の年度別収支予算書（指定管理期間 5 年間分）

9. 選定に関する事項（評価項目）

① 安定的な施設サービスの継続的提供

- ア 安全で安定的な施設管理
- イ 施設及び類似施設の管理実績・評価
- ウ 収支の計画の適正性・実現可能性
- エ 経営の安定性、施設管理を継続的・安定的に行う能力

オ 事業所の所在地・バックアップ体制等
カ 防災・危機管理対策
キ 暴力団員等の排除活動に関する考え方と方策
ク 施設の管理を行うにあたって適切な人員配置
ケ 従業者の育成・指導方針
コ 法令上の雇用環境、労働環境の配慮と管理体制
サ 個人情報保護対策
シ 経営・運営における透明性・公正性
ス 法令遵守への考え方

② 平等・公平な使用の確保

ア 施設の利用に関し平等性・公平性を維持する考え方と方策

③ サービスの向上

ア サービスの向上を実現する具体的な計画

イ 利用者への対応・接遇向上に向けた計画

④ 経費の縮減など効率的な運営

ア 利用者の増加による収支状況の改善に向けた計画

イ 経費縮減のための工夫がなされるなど効率的な管理の仕組み

⑤ 効果的な管理運営の実施

ア 明確な施設管理手法及び維持管理体制

イ 事業の独自性

ウ 自主事業の提案

⑥ 理念・姿勢

ア 施設の設置目的に合った理念・管理方針をもっていること

イ 管理運営への意欲・熱意を有すること

10. 審査結果等の通知等

審査結果は、申請書類を提出した応募者に対して遅延なく通知します。また、個別の審査結果についてはそれぞれお問い合わせください。なお、選定審査会で選定された事業者等は、「指定管理者の候補者」であり、羽村市議会の議決を経て指定管理者となります。

11. 留意事項

(1) 接触の禁止

審査委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。

接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(2) 重複提案の禁止

提案は一応募者につき一案とします。複数の提案はできません。

共同事業体で応募した後、構成団体の変更はできません。ただし、構成団体に不測の事態が発生し、やむなく構成団体を変更しなければならない場合、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した時は、変更を許可する場合があります。

(3) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(5) 応募書類等の取扱い

提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用できません。提出された書類は、羽村市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。（個人情報等非公開とすべき情報以外は公開となります）

(6) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（書式任意）を提出してください。

(7) 応募に関する費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

(8) 提出書類の取り扱い・著作権

応募者の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した応募者に帰属します。なお、指定管理者の募集において公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出された書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(9) 使用言語及び単位

応募に際して使用する言語は日本語、通貨単位は円とします。

(10) その他

本応募に関する不正行為等があった場合は、失格とします。